

## 埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会 規約

### (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨による大規模な浸水被害や、平成28年8月に発生した台風9号及び台風10号による中小河川における甚大な浸水被害、平成30年12月に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」を踏まえ、国、県、市町村、(独)水資源機構など、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備えるための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、埼玉県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### (協議会の対象河川)

第3条 協議会は、小山川、福川、女堀川、唐沢川、綾瀬川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、新河岸川、芝川、新芝川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、その他、埼玉県が管理する全ての一級河川を対象とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を求めることができる。

### (幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

5 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表2にある者以外の者の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は原則次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する事項を検討し、取組方針を策定する。
- 三 毎年、協議会を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、中小河川における水災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料の公表)

第8条 協議会に提出された資料については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年6月 1日から施行する。

本規約は、平成30年5月22日から施行する。

本規約は、令和 元年5月27日から施行する。

本規約は、令和 2年8月 6日から施行する。

本規約は、令和 3年6月11日から施行する。

本規約は、令和 4年7月12日から施行する。

本規約は、令和 5年7月12日から施行する。

本規約は、令和 6年7月22日から施行する。